

佐監第91号の23
令和8年2月20日

佐倉市長 西田三十五様

佐倉市監査委員 滝田理
佐倉市監査委員 瀬田和俊
佐倉市監査委員 岡村芳樹

令和7年度定期監査及び行政監査報告（第2回）

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

(1) 企画政策部

秘書課、企画政策課、広報課

(2) 財政部

財政課、市民税課、資産税課、債権管理課、契約検査課

(3) 土木部

土木管理課、道路維持課、道路建設課、治水課

(4) 危機管理部

危機管理課

(5) 会計課

(6) 上下水道部

経営企画課、水道課、下水道課

(7) 議会事務局

2 書面審査

(1) 総務部

行政管理課、人事課、情報システム課

(2) 魅力推進部

佐倉の魅力推進課、文化課、生涯スポーツ課、市民音楽ホール、美術館

(3) 資産経営部

資産経営課、施設保全課

(4) 監査委員事務局

(5) 教育部

教育総務課、学務課、指導課、社会教育課、教育センター、和田公民館、弥富公民館、根郷公民館、志津公民館、臼井公民館、志津図書館（分館含む。）、佐倉南図書館

3 実地検査

教育部

内郷小学校、弥富小学校、寺崎小学校、山王小学校、臼井南中学校

第2 監査の着眼点及び方法

監査対象所属の事務事業が法令・例規等に従って適正に行われているかどうかといった合规性の観点とともに、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、次に掲げる着眼点に基づき実施するほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続を選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 備品が適正に管理されているか。
- 8 時間外勤務の削減策が適切に実施されているか。

第3 監査の日程

令和7年10月22日から令和8年2月20日まで

第4 監査の範囲

令和7年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした。）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

- ※ 指摘事項 : 法令等に違反し、若しくは不当と認められるため是正を求める事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める。）
- ※【措置済み】 : 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

(1) 契約事務について

ア 事業の執行伺について（水道課）

執行伺については、佐倉市契約事務要綱第3条により（上下水道部においては、同条の例により）、事業を執行するときは、執行伺の起案に事業名、事業場所等の必要事項を明記しなければならないと規定されている。

しかし、執行伺に記載されている根拠法令の誤りが3件、根拠条文の表記が改正前であった誤りが2件認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守するとともに、法改正にも留意し、適正な契約事務を確保されたい。

イ 随意契約該当理由について（危機管理課）

随意契約執行の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが4件認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

ウ 予定価格書について（危機管理課）

随意契約においては、佐倉市財務規則第143条により、同条各号のいずれかに該当する契約を除き、同規則第128条第1項の準用により、予定価格を定め、同規則第130条の準用により、予定価格書を作成しなければならないと規定されている。

しかし、見積書比較価格の記載漏れが1件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

エ 見積書について（財政課、危機管理課）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書には、見積金額、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記しなければならないと規定されている。

しかし、事業名称が明記されていないものが2件（危機管理課）、事業場所が明記されていないものが5件（財政課1件、危機管理課4件）認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

オ 見積書を入れる封筒について（財政課）

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第26条第1項により、見積書を、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、見積徴取日及び見積書在中の旨を明記した封筒に入れて封かんしなければならないと規定されている。

しかし、見積徴取日の記載誤りが1件認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保され

たい。

カ 随意契約関係書類等について（危機管理課、会計課、経営企画課、下水道課）

随意契約事務については、各担当課の責任において、適正に事務を執行する必要がある。

随意契約における事務手続については、契約検査課により「随意契約チェックリスト」が作成されており、随意契約の事前準備から契約締結までに行う事務の進捗確認や誤り防止に活用されている。

しかし、随意契約の事務手続について、会計年度前に契約行為が行われているものが1件（会計課）、随意契約執行概要書の起案日誤りが1件（危機管理課）、見積合せ執行通知書の日付記載誤りが2件（経営企画課）、契約書の条文削除箇所に押印のないものが1件（下水道課）認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を確保されたい。

(2) 切手受払簿について（市民税課）

切手等については、私的流用、盗難防止策等、適正な管理を確保するため、佐倉市文書管理規程第32条第2項により、又は同項に準じ、郵便切手等受払簿により、その受払を明確にしておかなければならないと規定されている。

しかし、訂正印漏れが1件認められた。

今後は、切手受払簿に適切に記載し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

(3) 現金出納について

ア 払込遅延について（道路維持課、危機管理課）

佐倉市財務規則第36条により、直接収納した現金等は、その経理を明らかにするとともに、納付書により翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならないと規定されている。

しかし、収納金に関し、払込み遅延が4件（道路維持課2件、危機管理課2件）認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

イ 現金出納簿について（市民税課、道路維持課、危機管理課）

佐倉市財務規則第50条第2項により、収納出納員は、現金出納簿を備え、直接収納に係る現金等の受払を記載して整理しなければならないと規定されている。

しかし、訂正印漏れが5件（危機管理課）、記載誤りが3件（市民税課2件、道路維持課1件）認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

(4) 前渡資金出納簿について（債権管理課）

佐倉市財務規則第75条により、資金前渡職員は、前渡資金出納簿を備え、その取扱いに係る収支を記載しなければならないと規定されている。

しかし、記載誤りが4件、記載方法の誤りが2件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

(5) 補助事業の交付関係書類について（危機管理課）

補助金等については、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱等に基づき交付されている。

「佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金」については、佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第8条により、補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書によるものとする規定されている。

また、佐倉市補助金等の交付に関する規則第9条第3項により、補助金等の決定をした場合において、その後の事情の変更により取消し又は変更をしたときは、その旨及びその理由を書面により補助事業者等に速やかに通知するものと規定されている。

しかし、通知された補助金交付（不交付）決定通知書の記載誤りが3件、補助事業変更承認通知書の記載誤りが1件認められた。

今後は、チェック機能の強化を図り、適正な補助金交付事務を確保されたい。

(6) 出資金の支出負担行為書について（企画政策課）

佐倉市財務規則第3条及び別表第1その1により、出資金の支出負担行為書については、財政担当部長が合議するものと規定されている。

しかし、財政部長の合議が行われていないものが1件認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、適正な出資金交付事務を確保されたい。

(7) 文書の管理について

ア 文書の收受について（危機管理課）

佐倉市文書管理規程第12条により、同条第3号に規定する刊行物、ポスター等を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書收受印を押印するものと規定されている。

しかし、押印漏れが1件認められた。

今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。

- イ 起案文書の訂正について（道路建設課、治水課、危機管理課）
佐倉市文書管理規程第19条第5号により、起案文書を訂正するときは、訂正を加えた箇所に朱線を引き、訂正者が訂正した旨の表示をするものと規定されている。
しかし、訂正者の表示のないものが3件（道路建設課、治水課、危機管理課）認められた。
今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。
- ウ 起案文書における事前の供覧について（債権管理課、会計課、下水道課）
佐倉市事務決裁規程第3条第8項により（上下水道部においては、同項の例により）、起案者は、市長が別に定める事務に関して起案を行うときは、最初の審査者による審査を受ける前に、当該審査者が指名する職員にその内容を供覧しなければならないと規定されている。
さらに、令和6年12月11日付け佐行第625号総務部長通知により、契約関連事務について事前の供覧を行う者（確認者）による確認を行い、その旨を明示することが追加された。
しかし、契約の執行伺及び契約締結伺の起案において、確認者による事前の供覧が明示されていなかったものが7件（債権管理課3件、会計課2件、下水道課2件）認められた。
今後は、佐倉市事務決裁規程等を遵守し、適正な事務決裁を徹底されたい。
- エ 決裁者の押印について（道路維持課、水道課）
佐倉市事務決裁規程第2条第1号に規定する決裁を行ったときは、佐倉市文書管理規程第23条により（上下水道部においては、これらの例により）、起案文書の決裁欄に押印するものと規定されている。
しかし、決裁欄の押印漏れが2件（道路維持課、水道課）認められた。
今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。
- オ 決裁文書の日付について（広報課、債権管理課、土木管理課、道路維持課、道路建設課、治水課、危機管理課）
佐倉市文書管理規程第28条により、起案者は決裁の終わった起案文書（以下「決裁文書」という。）に所定事項を記入し、併せて施行の手續をすると規定されている。
また、同規程第33条第1項により、決裁文書には施行日を表示しておかななければならないと規定されている。
しかし、決裁日の記載漏れが7件（広報課1件、債権管理課1件、土木管理課1件、道路維持課2件、治水課2件）、施行日の記載漏れ

が13件（広報課1件、債権管理課1件、土木管理課1件、道路維持課3件、道路建設課1件、治水課3件、危機管理課3件）、施行日の記載誤りが1件（危機管理課）認められた。

今後は、佐倉市文書管理規程を遵守し、適正な文書の取扱いを確保されたい。

(8) 備品の管理について

ア 備品の登録について（広報課）

佐倉市財務規則第279条第1項により、所管に属する備品については、備品台帳一覧表を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。

しかし、備品台帳一覧表で廃棄済備品が抹消されず、所管に設置し保管されている備品と一致しなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の適正な管理に努められたい。

【措置済み】

イ 備品の標識（備品シール）について（治水課）

佐倉市財務規則第279条第2項により、所管に属する備品については、標識を付さなければならずと規定されている。

しかし、一部の備品に標識の誤りが認められた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の適正な管理に努められたい。

【措置済み】

(9) 職員服務規程の遵守について

ア 出張命令書について（企画政策課、債権管理課、道路建設課、危機管理課、経営企画課、下水道課）

佐倉市職員服務規程第21条第1項により（上下水道部においては、同項の例により）、職員に対する出張命令は、出張命令書により行わなければならないと規定されている。

しかし、研修等の出張において、出張命令書により行われていないものが8件（企画政策課1件、債権管理課1件、道路建設課2件、危機管理課4件）、出張命令書の入力誤りが10件（企画政策課6件、債権管理課1件、経営企画課2件、下水道課1件）認められた。

今後は、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底を図られたい。

【措置済み】

イ 復命書について（道路建設課）

佐倉市職員服務規程第21条第2項により、職員は、出張を終えて帰庁したときは、速やかに復命書により上司に復命しなければならない

いと規定されている。

しかし、復命書の記載誤りが1件認められた。

今後は、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底を図られたい。

【措置済み】

(10) 理科実験用薬品の管理について（臼井南中学校）

理科実験用薬品の管理について、管理台帳と現物の突合を実施したところ、薬品の管理状況はおおむね良好であった。

しかし、薬品が入った容器の番号について、記載漏れが2件、記載誤りが1件認められた。

今後は、番号の正確な記載により、適正な安全管理に努められたい。

【措置済み】

2 意見

- ※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める。）

(1) 確定延滞金の調定期の取扱いについて（債権管理課）

地方公共団体が歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないとしている（地方自治法第231条等）。

また、佐倉市財務規則第28条第1項により、歳入徴収者は、歳入を収入しようとするときは、調定決議書により調定しなければならないと規定されている。

確定延滞金の会計処理は、全国の政令指定都市等でも、実務上事後調定の取扱いが慣行化しているところではあるが、事前調定が原則であり、少なくとも、納入の通知時点においては事前調定が可能であることから、関係所管課等と連携し、今後の債権管理上の事務改善を検討されたい。